



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **電子帳簿保存法の改正について**

所得税や法人税、消費税においては一定の帳簿書類を法令に基づいて保存するように規定されています。パソコンなどの電子機器が普及する前は関係書類を紙媒体で保存していましたが、令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法(以下、保存法といいます)が改正され、令和4年1月1日以後に電子データで保存するための要件が緩和されました。今回は保存法により定められた3つの保存方法についての改正内容をご紹介します。

#### 1. 電子帳簿等保存に関する改正事項

##### (1) 電子帳簿等

電子帳簿等とは会計ソフトなどから電子的に作成した国税関係帳簿と国税関係書類をいいます。また電子帳簿等保存とはそれらの帳簿・書類をデータのまま保存することをいいます。

国税関連帳簿	総勘定元帳、仕訳日記帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳など	
国税関連書類	決算に関連するもの	貸借対照表、損益計算書など
	現預金に関連するもの	領収書、通帳など
	その他	請求書、契約書、納品書など

##### (2) 事前承認制度の廃止

従来は電子的に作成した国税関係帳簿・国税関係書類を電子データにより保存する場合には、事前に所轄税務署長の承認を受ける必要がありましたが、令和4年1月1日以後に初めて備え付ける国税関係帳簿や保存を行う国税関係書類については事前承認が不要となり、特別な手続きがいらなくなりました。

##### (3) 優良な電子帳簿に対する優遇措置

優良な電子帳簿の要件を満たす一定の国税関係帳簿に記載された事項について申告漏れがあった場合、その申告漏れに課される過少申告加算税が10%から5%に軽減される措置が整備されました。この措置は令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用され、適用を受けるためには[所定の届出書](#)を所轄税務署長に提出する必要があります。また優良な電子帳簿の要件は[こちら](#)で確認することができます。

#### 2. スキャナ保存に関する改正事項

##### (1) 事前承認制度の廃止

スキャナ保存とは紙媒体で受領・作成した書類を画像データで保存することをいいます。こちらについても上記1(2)と同様に、令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について所轄税務署長への事前承認が廃止されました。

##### (2) 各種要件の緩和

スキャナ保存の導入を促進するため要件の緩和が行われました。これらの改正は令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用されます。

- ① タイムスタンプの付与期間が、最長約2ヶ月と概ね7営業日以内とされました。
- ② スキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- ③ 電子データへの訂正・削除の履歴が後から確認できる場合、タイムスタンプの付与が不要とされました。
- ④ 検索要件の記録項目が取引年月日・取引金額・取引先の3つに限定されるとともに、税務職員の求めに対して電子データのダウンロードに応じる場合は範囲指定及び検索項目を複数設定できる機能の確保が不要となりました。

##### (3) 適正事務処理要件の廃止

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について、別人が電子データと原本の内容を照合する相互牽制や定期的な検査及び再発防止策の社内規定整備などの適正事務処理要件が廃止されました。

#### 3. 電子取引に関する改正事項

##### (1) タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和

保存法では、取引情報を電子メール等により授受した取引(電子取引)については、電子データのまま保存することを要求しています。こちらも令和4年1月1日以後行う電子取引について、上記2(2)の①と④と同内容の要件緩和が行われたほか、一定の小規模な事業者に対しては税務職員の求めに対して電子データのダウンロードに応じる場合は検索要件の全てが不要とされました。

##### (2) 電子取引の保存方法についての経過措置

申告所得税及び法人税において電子取引の取引情報を紙に出力して保存することができなくなります。この改正は令和6年1月1日から適用されます。